

(保護者の皆様へ ぜひ、家庭でもお子さんといっしょにお読みになり、確認してください。)

家庭でも確認しよう! 『学習用端末活用ルール』について

令和3年度から、「学習用端末(iPad)」の「学校および家庭での使用」が始まりました。使用にあたっては、学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくために、学習用端末を上手に活用していくことが大切です。

学習用端末はみなさんの学習に役立つための道具です。便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。

そのために、浦添市内小中学校は『学習用端末活用のルール』を定めました。全校児童、生徒でこのルールを守り、学習用端末を「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

ていだっ子 GIGA宣言

ていだっ子は学習用端末を利用するときに、次のことを守ります。

- 学びを深め、学校生活を豊かにするために活用します。
- 人が嫌がることや人を傷付けることはしません。
- 健康に気を付けて、時間を守って使います。

ルールを守って
大切につかおうね

<目的> 学校で貸し出しする学習用端末は、学習活動のために使うことが目的です。学習活動に関わることに使用しましょう。

ルール

- ① なくしたり、ぬすまれたり、落として壊したり、水にぬらしたりしないように十分に気をつけます。
- ② 学校で学習用端末を使うときには、先生の指示をよく聞きます。
- ③ 学校で保管するときは、各教室の充電保管庫に保管します。
- ④ インターネットには制限がかけられていますが、もしもあやしいサイトに入ってしまったときにはすぐに先生に知らせます。
- ⑤ 学習用端末で作ったデータやインターネットから取り込んだデータ(写真や動画など)は、学習活動で先生が許可したものだけ保存します。
- ⑥ カメラで誰かを撮影するときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらいます。
- ⑦ 学習用端末を使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気をつけます。
- ⑧ 学校で学習用端末本体やインターネットが使えなくなって、再起動しても元にもどらないときは、すぐに先生に知らせます。
- ⑨ 30分に一度は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休ませます。



<家庭で利用するとき>

- ⑩ 家庭で保管するときは、家の人の目の届くところに置いておきます。
- ⑪ 家庭で使用する時間は家の人とよく話し合い、長時間使用せず細かく休憩しながら使います。

利用にあたっての約束

- ① 先生が許可したときのみ使用するようにします。
 - ② 持ったまま走ったり、地面に置いたりしないようにします。
 - ③ 水がかかるところや湿気の多いところで使ったり、日光の下や火の近くなどに置いたりしないようにします。
 - ④ 休み時間や放課後に使うときは、先生が認めたことのみを使用します。
 - ⑤ 自分の学習用端末を他人に貸したり、使わせたりしないようにします。
 - ⑥ アカウントやパスワードを人に教えないようにします。
 - ⑦ 個人情報の入力を求められても、入力はしないようにします。
 - ⑧ 学習に不必要な言葉の検索はしないようにします。(ゲーム・アニメなど)
 - ⑨ ゲームや画像・動画のダウンロードをしないようにします。
 - ⑩ 自分や他人の個人情報(名前や住所、電話番号)などをみんなから見られるところに書き込まないようにします。
 - ⑪ 相手を傷つけたり、嫌な思いをさせたりすることは絶対に書き込まないようにします。
 - ⑫ 学校の学習用端末は設定を変えないようにします。
 - ⑬ 先生が許可したとき以外は、カメラを使わないようにします。
- <家庭で利用するとき>
- ⑭ 登下校中は学習用端末をかばんの中から出さないようにします。
 - ⑮ かばんの下に置いたり、かばんの底には入れたりしないようにします。
 - ⑯ 寝る時刻の30分前には使用を終わるようにします。



保護者の皆様へ

- ① 学習者用端末の使用について
 - ・デジタルによる資料・作品の制作等、学校の授業において日常的に活用します。
 - ・児童生徒が使用する端末は、卒業するまで使用します。(小学校6年間・中学校3年間)
 - ・小学校・中学校の卒業時に、学校に返却となります。(翌年度の1年生が再利用します)
 - ・児童生徒が大切に使えるようご家庭でもご指導の程よろしくお願いします。
- ② 学習用端末の破損・故障の際の費用負担について
精密機械であり、気をつけて使用しても破損・故障は起こりうると考えていますので、通常の使用における破損や故障につきましては、浦添市教育委員会が原則、負担いたします。
ただし、故意の破損・故障、重大な過失による紛失・盗難については、生徒指導上の問題も含みますので、児童生徒・ご家庭・学校への聞き取り等を行い、ご家庭負担による修理や買い直しを求める場合があります。



※ 学習用端末の家庭への持ち帰りは、必要に応じて学校長の判断の下で行います。その際は、『学習者用端末使用同意書』を学校に提出してください。